

1 議案名

職員の旅費に関する条例第2条第2項の規定による教育職員の職務の等級を定める訓令の一部を改正する訓令について

2 提案理由

職員の旅費に関する条例の一部改正に伴い、所要の整理を行う必要がある。

教 職 員 課

職員の旅費に関する条例第2条第2項の規定による教育職員の
職務の等級を定める訓令の一部を改正する訓令について

教職員課

1 訓令の概要

「職員の旅費に関する条例」には「行政職給料表による職務の等級」を基準にして定めた規定があり、同条例第2条第2項（改正後の第2条第10号）の規定において、行政職給料表の適用を受けない者、すなわち「小学校中学校教育職給料表」及び「高等学校等教育職給料表」の適用を受ける教育職員について、行政職給料表による職務の等級に相当する職務の等級を定めることとされているため、これに基づき当該訓令が定められている。

2 訓令改正の理由

職員の旅費に関する条例の一部改正に伴い、同条例第2条第2項が第2条第10号となったことから、当該訓令の題名及び本則中の「第2条第2項」を「第2条第10号」に改めることとした。

3 施行期日

令和8年5月 日（徳島県報登載の日）

なお、改正後の規定は令和8年4月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例によることとした。

条 例 等 立 案 表

題 名 職員の旅費に関する条例第2条第2項の規定による教育職員の職務の等級を定める訓令の一部を改正する訓令	課（室）名 教 職 員 課
	担当者名 酒 井 尚 子
	電話番号 3 1 2 5
提案（制定）理由 職員の旅費に関する条例の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。 。	
あらまし 1 職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。 2 この訓令は、令和8年5月 日から施行することとした。 3 1について、所要の経過措置を講ずることとした。	
関係法規 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和7年徳島県条例第32号）	
予算上の措置	
法令審査会	<input checked="" type="checkbox"/> 要 ・ 否
パブリックコメント	実施 ・ 省略 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 対象外

徳島県教育委員会訓令第 号

各 公 立 学 校

職員の旅費に関する条例第2条第2項の規定による教育職員の職務の等級を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年5月 日

徳島県教育委員会教育長 中 川 齊 史

職員の旅費に関する条例第2条第2項の規定による教育職員の職務の等級を定める訓令の一部を改正する訓令

職員の旅費に関する条例第2条第2項の規定による教育職員の職務の等級を定める訓令(昭和60年徳島県教育委員会訓令第5号)の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「第2条第2項」を「第2条第10号」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、令和8年5月 日から施行する。
- 2 改正後の職員の旅費に関する条例第2条第10号の規定による教育職員の職務の等級を定める訓令の規定は、令和8年4月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

職員の旅費に関する条例第2条第2項の規定による教育職員の職務の等級を定める訓令（昭和60年徳島県教育委員会訓令第5号）

改 正 案	現 行
<p>職員の旅費に関する条例第2条第10号の規定による教育職員の職務の等級を定める訓令</p>	<p>職員の旅費に関する条例第2条第2項の規定による教育職員の職務の等級を定める訓令</p>
<p>職員の旅費に関する条例（昭和27年徳島県条例第9号）第2条第10号の規定による徳島県学校職員給与条例（昭和27年徳島県条例第4号）第4条第1項第3号に規定する行政職給料表による職務の等級に相当する行政職給料表の適用を受けない者のうちの教育職員についての職務の等級は、次の表に定めるところによる。 （略）</p>	<p>職員の旅費に関する条例（昭和27年徳島県条例第9号）第2条第2項の規定による徳島県学校職員給与条例（昭和27年徳島県条例第4号）第4条第1項第3号に規定する行政職給料表による職務の等級に相当する行政職給料表の適用を受けない者のうちの教育職員についての職務の等級は、次の表に定めるところによる。 （略）</p>